【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】 ・「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟(札幌地裁)で提出された書面です。

平成31年(ワ)第267号 損害賠償請求事件

原告 原告番号1ないし6

被告 玉

証拠説明書7 (甲A号証)

-第6準備書面に対応する証拠について-

2020年2月28日

札幌地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人	弁護士	加	藤	丈	晴
同	弁護士	網	森	史	泰
同	弁護士	須	田	布 美	
同	弁護士	皆	ЛП	洋	美
同	弁護士	上	田	文	雄
同	弁護士	林		拓	哉
同	弁護士	高	橋	友	佑

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 2 4 5	論文「再婚禁止期間 と夫婦同氏制に関 する最高裁大法廷 の判断」法律のひろ ば69巻4号	写し	2016年 4月	尾島明	表令では 大会ででは 大会ででは 大会ででは 大会ででは 大きででは 大きででは 大きででは 大きででは 大きででは 大きででは 大きででは 大きででは 大きででは 大きででは 大きででは 大きででは 大きででは 大きででは 大きででは 大きででは 大きででは 大きででは 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが 大きでが
甲A 2 4 6	書籍『最高裁判所判例解説民事篇平成27年度(下)』(抄本)	写し	2018年6月1日	畑佳秀	氏に関する利益のよう「に 一定の法制度を前提とする活 益」については、前提となる 制度を定めた下位法の内容る 制度を定めたが必要となるな 合には、そこには「憲法上の 権の内容が何故下位法の解釈 により決せられるのかについ て素朴な疑問を生じよう」(7 37頁)とされていることな ど。
甲A 2 4 7	論文「同性婚の相手 方を配偶者と認め ない連邦法の規定 と合衆国憲法」藤倉 皓一郎・小杉文夫編 『衆議のかたち2』 所収	写し	2017年7月7日	尾島明	アメリカ最高裁の2013 年のWindsor判決で違憲無効 とされた婚姻防衛法3条の文 言等。
甲A 2 4 8	「ヨーロッパにおける同性婚の導入と養子法の問題」名古屋大学法制論集281号	写し	2019年 3月	ダグマ・ケス ター=バルチ ェン著(床谷 文雄訳)	近年において婚姻を男女間 の結合に限定するための改正 がなされた東欧諸国(ラトビ ア共和国,クロアチア共和国, スロバキア共和国)の憲法の 文言等。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 2 4 9	書籍『憲法(第3版)』(抄本)	写し	2017年 4月30 日	渋谷秀樹	同性間の婚姻に関する憲法 学説の内容。 渋谷教授が「同性間の婚姻 あるいは婚姻に準ずる関係 (パートナー)を認める国が 増加し,従来の社会通念の根 本的な見直しを迫っている」 (463頁)などと指摘して いること。
甲A 250	論文「〔座談会〕憲 法を使いこなす」 Law and practice 9号	写し	2015年 5月	長谷部恭男= 木村草太	同性間の婚姻に関する憲法 学説の婚姻に関する憲法 学説の新教授が「典型的なの をというは24をいるでいいの想しにをが、してでからにでかられてでからないののでからででででいた。 という想にというでからなどででは、 と名をいるでからなどをもいないない。 は24条でいないはというではないないはというではといなにはといるとはないない。 は24を持私はよりにあり、19 は24をできないない。 は24をできるではないない。 は24をできるできるできるといるといること。
甲A 251	書籍『新版注釈民法 (22)親族(2)』(抄 本)	写し	2008年 12月25 日	島津一郎・阿 部徹編	明治民法の起草者(富井政章)が欧米諸国の離婚法には例の少ない協議離婚の規定を設けることに関し、「婚姻ト云フモノハ主トシテ心ノ和合デアル」旨を説明していたことなど。
甲A 252	書籍『親族法』(抄本)	写し	1997年 5月10 日	泉久雄	明治民法の起草者(富井政章)が協議離婚の規定に関し, 「婚姻ト云フモノハ主トシテ心ノ和合デアル」旨を説明していたこと。 律令制度以来の離婚法では「無子」が棄妻の一事由とされていたこと。
甲A 253	書籍『新版家族法概論[補訂版]』(抄本)	写し	2005年 4月25 日	有地亨	同上

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 254	「制定当時は想定 していなかった同 性婚と憲法との関 係に関する質問主 意書」	写し	2020年2月4日	衆議院議員初 鹿明博	議員から内閣に対し、「同性婚と憲法の関係について整理し、政府としての見解を明らかにする」ことなどを求める質問がなされたこと。
甲A 255	「衆議院議員初鹿 明博君提出制定と 時は想定し性婚と で がった関係に関係 を 質問に対する の 書」	写し	2020年 2月14 日	内閣	内閣が議員からの質問に対し、「政府としては、現時点において、同性婚の導入について検討していないため、具体的な制度を前提として、それが憲法に適合するか否かの検討も行っていない」と答弁したこと。
甲A 256	論文「地域による取 扱いの差異と地方 自治」別冊ジュリス ト186号『憲法判 例百選 I 〔第5版〕』	写し	2007年 2月28 日	安西文雄	地つない。 を表している。 を表している。 を知り、 をないの別り、 の別り、 の別の、 の別の、 の別の、 の別の、 の別の、 のとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとの
甲A 257	論文「遺族扶助における生活パートナーの排除と一般的平等原則」ドイツ憲法判例研究会『ドイツの憲法判例IV』	写し	2018年 10月30 日	井上典之	ドイツ連邦憲法裁判所の判例において,婚姻と,婚姻と比較可能な生活形式との間の別異取扱いは,単に憲法(基本法)上の婚姻の保護という目的を指摘するだけで正当化することはできないとされていること。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 258	「嫡出推定制度を 中心とした親子法 制の在り方に関す る研究会報告書」	写し	2019年 7月	嫡出推定制度 を中心と制 を中法制 が が で 会	現場 そでいに学しと子定 とのないに という